平成２８年度　鈴鹿庁舎除草・草刈業務委託
仕　様　書

この仕様書は、本業務委託に関する事項を示したものであり、関係法令に基づき適正に業務を行うことを示したものである。

本仕様書に記載のない事項については、別添の設計仕様書及び共通仕様書による。

１　委託名　　鈴鹿庁舎除草・草刈業務委託

２　委託期間　　契約締結日から平成２９年３月３０日まで

３　委託内容

（１）除草・草刈り

・庁内及び駐車場における芝生・草地及び樹木間の箇所を対象とする。

・草刈・芝生刈は、肩掛け草刈り機による草刈り、人力草刈り等とし、場所により適切に行うものとする。刈り込み高さは５０ｍｍ以内とする。

（２）収集運搬及び処分

・集草作業と併せて堆積落葉及び枯れ枝等の収集処分を行うものとする。

・発生材は、場外処分とする。

・搬出・運搬・処分の一切経費を含む。

・敷地内の清掃業務（ごみの収集等）に伴う発生材の処分は除く。

（３）実施回数及び日程

・実施の回数は委託期間内５回実施する。ただし、繁茂期の６月から１１月のうちで協議の上、指定回数行うものとする。

・実施日は、事前に施設管理担当者と日程調整を行うものとする。

４　委託場所　　三重県鈴鹿市西条５丁目 117　三重県鈴鹿庁舎構内
　　詳細は、別紙図面のとおり

５　特記事項

（１）業務報告書の提出について

・各実施回の業務終了毎、作業前後の写真を添付して実施結果を報告すること。

（２）委託代金の支払方法について

・上記の履行確認後、適正な支払請求書により受理後３０日以内に支払う。

・実施回毎の支払額は、契約金額の５分の１を上限とする。

（３）現地確認について

・必要に応じて現地の説明を行います。